

## 入園選考について

質問①	パートで就労していますが、正社員のほうが選考に有利ですか？
回答①	正社員やアルバイト・パート等の雇用形態は影響せず、就労時間の長さ等に応じて指数を決定します。
質問②	保育施設の各年齢ごとの定員は教えてもらえますか？
回答②	入園選考までに保育施設の職員体制や退園等の状況等を園と調整しているため、変動があり、お答えすることはできません。 空き状況は以下の二次元コードから市ホームページをご確認ください。 (4月選考の調整のため掲載していない時期があります。)
	
質問③	どのような人が優先されるのですか？
回答③	就労しているかたであれば、正社員やアルバイト・パートなどの雇用形態は影響せず、就労時間の長さに応じて優先度が高くなります。これに加えて、各世帯の状況（ひとり親世帯、育児休業から復帰、きょうだい保育施設に入園している、きょうだいを同時に申請等）により、調整する点が変わります。
質問④	きょうだい同時に申請したいと思っていますが、優先されますか？
回答④	きょうだいの申請は、きょうだい同時に申請するかた、きょうだいが入園済みのかた、きょうだい別々の施設に入園し転園を希望などの状況に応じて、きょうだい同じ施設に在籍しやすくなるよう加点を行っています。 また、世帯調書のきょうだい関係欄にチェック項目を設けていますので、お考えに近いものにチェックをお願いします。
質問⑤	母子家庭で現在求職活動中です。働かないといけないので、児童を預けたいのですが、優先されますか？
回答⑤	ひとり親世帯の場合、各家庭の点数を調整する際の加点があります。
質問⑥	入園内定を辞退した場合、今後の選考に不利になりますか？
回答⑥	利用調整で同点となった場合は、内定を辞退した児童は優先されません。なお、内定を辞退されると他のかたの選考に影響が生じますので、ご自身の希望が変わった場合、早急にご連絡いただき、利用調整取下届もしくは希望施設変更届を提出いただきますようお願いいたします。

質問⑦	入園が保留（待機）となった場合どうなりますか？毎月申請が必要ですか？
回答⑦	入園申請いただき、保留（待機）となった場合、利用調整取下届を提出されない限りは申請した年度内の3月まで毎月選考を行います。次年度4月入園は新たに申請が必要です。
質問⑧	保育園・認定こども園（保育園コース）への入園申請書を提出した上で、私立幼稚園や認定こども園（幼稚園コース）を併願することはできますか？
回答⑧	併願可能です。なお、私立幼稚園や認定こども園（幼稚園コース）の内定を持っている場合でも保育園・認定こども園（保育園コース）の選考で不利になることはありません。
質問⑨	待機になった場合、認可外保育施設に預けて就労する予定ですが市に報告や申請は必要でしょうか。
回答⑨	引き続き、保育所の選考を希望する場合は子ども総合窓口まで報告してください。なお、無償化の対象施設の場合は保育の必要性の認定を受けることで一部保育料を補助する制度もあります。詳しくは以下の二次元コードから市ホームページをご確認ください。
	
質問⑩	待機の期間が長いほうが選考に有利になりますか？
回答⑩	有利にはなりません。待機の期間は選考に影響ありません。